

ふるさと古民家再生支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化等を目的として実施する「ふるさと古民家再生支援事業」について必要な事項を定める。

(古民家の定義)

第2条 この要綱において、古民家とは以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 住宅であること（併用住宅及び建築時にこれらであったものを含む。）
- (2) 原則として、昭和20年以前に建築され、次に掲げる要件に該当する伝統的木造建築技術により建築されたもの。
 - ア 軸組工法で造られた建築物
 - イ 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口を用いた建築物
 - ウ 筋交い等の斜材を多用せず「貫」を用いた建築物
 - エ 主要な壁は土塗壁等の湿式工法を用いた建築物
 - オ 屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いた建築物
- (3) その保護・活用にあたって、文化財保護法等による国等の支援が受けられるものでないこと。

(事業の内容)

第3条 ふるさと古民家再生支援事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 古民家再生の専門家（以下「専門家」という。）派遣による古民家調査
 - (2) 専門家派遣による古民家再生提案
- 2 本事業の実施にあたっては、長野県古民家再生協議会（以下「協議会」という。）が、この要綱に定めるところにより、事務処理を行うものとする。

(古民家調査の実施)

第4条 専門家派遣による古民家調査を希望する古民家の所有者又は所有者の同意を得て古民家を活用しようとする者（以下「古民家所有者等」という。）は、「古民家調査申請書」（様式第1号）を長野県古民家再生協議会長（以下「協議会長」という。）に提出する。

2 協議会長は、前項の申請書が提出された場合において、第2条に適合すると認められる場合は、専門家を派遣することができる。なお、派遣にあたり必要があると認めた場合は、専門家派遣の適否及び派遣する専門家の選定について、協議会の議を経て決定する。

3 協議会長は、前項の結果を「古民家調査の実施建物及び専門家の決定（却下）について」（様式第2号）により速やかに長野県建設部建築住宅課長（以下「建築住宅課長」という。）に報告するものとする。

4 協議会長は、第2項により専門家派遣が決定した場合は、「古民家調査決定通知書」（様式第3号の1）により申請者に、「古民家調査依頼書」（様式第3号の2）により派遣する専門家に

通知する。

- 5 協議会長は、第2項により派遣が却下された場合は、「古民家調査（却下）決定通知書」（様式第3号の3）により申請者に通知する。
- 6 協議会長は、第4項の通知にあたり、派遣の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 7 派遣された専門家は、修繕・再生の可能性等を古民家所有者等にアドバイスするために古民家調査を実施する。

（古民家再生提案の実施）

第5条 前条に掲げる古民家調査の実施後、専門家の派遣による古民家再生提案を希望する古民家所有者等は、「古民家再生提案実施申請書」（様式第6号）を協議会長に提出する。

- 2 協議会長は、前項の申請書が提出された場合において、古民家再生提案の実施の適否及び派遣する専門家の選定について、協議会の議を経て決定する。
- 3 協議会長は、前項の結果を「古民家再生提案実施の決定（却下）について」（様式第7号）により速やかに建築住宅課長に報告するものとする。
- 4 協議会長は、第2項により専門家派遣が決定した場合は、「古民家再生提案実施決定通知書」（様式第8号の1）により申請者に、「古民家再生提案実施依頼書」（様式第8号の2）により派遣する専門家に通知する。
- 5 協議会長は、第2項により派遣が却下された場合は、「古民家再生提案実施（却下）決定通知書」（様式第8号の3）により申請者に通知する。
- 6 協議会長は、第4項の通知にあたり、派遣の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 7 派遣された専門家は、古民家所有者等の意向等を勘案して古民家再生方法等の提案を実施する。
- 8 専門家は、その業務の中で補助的に専門知識を有する者を必要とするときは、自らの判断と責任により協力を依頼することができる。

（専門家の守秘義務）

第6条 専門家は、事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 専門家は、事業の実施に際して一切の営業行為を行ってはならない。
- 3 前2項の規定は、前条第8項に掲げる専門家に協力する者にも適用する。
- 4 前3項の規定は、専門家の登録を取り消した後もなお適用する。

（用務報告）

第7条 専門家は、第4条第7項の古民家調査を完了した場合は、「古民家調査報告書」（様式第4号の1）を作成し、協議会長に報告する。

- 2 協議会長は、前項の報告に基づきその内容を確認し、「古民家調査結果報告書」（様式第4号の2）により建築住宅課長に古民家調査結果を報告する。

- 3 協議会長は、古民家調査申請者には「古民家調査結果の送付」(様式第5号)により古民家調査結果を送付する。
- 4 協議会長は、古民家調査報告書を別に定めるところにより閲覧に供するものとする。
- 5 専門家は、第5条第7項の古民家再生提案を完了した場合は、「古民家再生提案報告書」(様式第9号の1)を作成し、協議会長に報告する。
- 6 協議会長は、前項の報告に基づきその内容を確認し、「古民家再生提案報告書」(様式第9号の2)により建築住宅課長に古民家再生提案を報告する。
- 7 協議会長は、古民家再生提案実施申請者には「古民家再生提案の送付」(様式第10号)により古民家再生提案を送付する。

(派遣費用の支払)

- 第8条 県は、前条第2項又は第6項の報告に基づき、その内容を審査し適当と認められるときは、専門家に派遣費用を支払う。
- 2 第4条第7項の古民家調査は、1件の古民家調査につき派遣する専門家は2名を上限とし、派遣費用は1名につき3万円(税込)とする。
 - 3 第5条第7項の古民家再生方法等の提案は、1件の再生提案につき派遣する専門家は2名を上限とし、再生提案にかかる費用は1件につき30万円(税込)とする。

(県との協議)

第9条 この要綱の施行に関し、定めのない事項が生じた場合については、県と協議を行う。

(その他)

第10条 この要綱で規定する専門家の登録に関することは、県が別途要領を定める。

附則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。